

納入の他、停業させなければならぬ関係上、支障を生じてもかゝるべく
いたすの如きように本案を提出したのであります。新年度予算は四月になつ
ており、いよいよ御手手と遅くなるわけですが、第三期以降予算の訂正に下つ
ておりました。これも三十八年度に繰越し、三十九年度の起債の訂正にした
いと思つております。限度額は百三十万圓といふ支払いは三十九年度、予算
外業務負担として来年度分と本年度からやらせていたたきたいという事や
ありますのでよく御審議のほどお願いいたします。

（議長「商榷手春」）このより御意見の御質疑を行います。

（昇議かしと呼ぶ者あり）

（議長「商榷手春」）これにマ御意見の御質疑を結納いたします。御手手りた
します。議案第三十三号は原案通り決すのに御昇議ありせんか。

（昇議かしと呼ぶ者あり）

（議長「商榷手春」）御昇議なしと認めます。よつて議案第三十三号は原案通り

可決いたしました。

（議長「商榷手春」）目録第三十五種生財国民健康保険条例の部を改正する条例案議案
第三十三号を議題に供します。事務司として議案の討論をいたさします。

（議案事務司「沢正次郎」）討論

（議長「商榷手春」）理事者から提案理由の説明を承ります。

（助役「川端金吉」）議案第三十三号種生財国民健康保険条例の部を改正する条例に
ついての説明申し上げます。本案については都の指導もあり、助産費と葬祭費の
改正に伴ひ給付金額を上げようとする事又保険料の督促手数料を廃止しようという
事があります。すでに東京都に於ては廃止といふおのれものがございます。内容が
について申し上げますと、条例の第三十条や三十一條に引き上げの事やすが、こ
れが過ぎた場合従来は二十四円であったものを三十四円にするという事があります。
第三十条は葬祭費で現在二十四円であるものを三十四円に改正し、第三十一條を削
除するわけだ、これは従来督促手数料を一件につき十円を徴収していたが、これを

全廃しようという事であり。この二つをみるとは彌生町の徴税賦課徴収先例
料の問題で、税金については督促手数料を廃止しようとするわけや、月大体は百
円程度の徴収になります。第十百九項の次の一項を加え、三項として簡単に要
約いたします。他町村から転入してきた人達の計算方法でありまして、転入し
てきた日から月割で計算し納税してもうする事はなく、その場合所得割の計
算もどうするか、前の町村で納めていた保険料と当期の保険料とは異なるとい
うわけでございます。この場合は当期の計算により納税していただくわけであ
ります。この先例は昭和三十一年四月一日から施行し、十一年は昭和三十一年
四月一日にさかのぼって適用する。十九年度の督促手数料については四月一日以前に
お支払いした督促料は前例によるという事であり。よろしく御審議願います。

（異議なしと仰る者あり）

（議長）尚樹平君、この二つ御意見御賛成を願います。おはかりいたします。

議案第三十五号は厚生委員会に付託し詳細に審議を願うことになりました。
思ひますか、この御審議願いますか。

（異議なしと仰る者あり）

（議長）尚樹平君、御審議なしと仰います。よろしく決定いたしました。尚本員
会の審査報告は本会期中に御願ひいたします。

（議長）尚樹平君、おはかりいたします。日程第三十議案第三十五号は、
三十一議案第三十五号は、御審議に供したいと思ひますか、この二つ御審議願
いますか。

（異議なしと仰る者あり）

（議長）尚樹平君、御審議なしと仰います。よろしく決定いたしました。

（議長）尚樹平君、議案第三十四号は昭和三十一年度彌生町の徴税賦課徴収先例
三十五号は昭和三十一年度彌生町の水道事業会計や算について、議案第三十五号
昭和三十一年度彌生町の国民健康保険税徴収割合計算について、議案第三十五号

ます。その他庁舎修成等の経費及び保険料の計上されております。企画費は事務改善及び企画の経費の計上による。総額十万円となっております。主たるのは旅費三万円、需用費一十六万円、給食費。旅費については職員を先進地に視察させる町行政の総合計画を立てさせるためのものとございます。次は改善センター管理費に約一総額五十六万三千円、この主たるものは備品購買費三十三万八千、他需用費がござります。次は表彰褒賞委員会費、この目は表彰式の経費を計上してあります。この額は二十四万九千円となっております。この主たるものは需用費十六万八千円、他に本員報酬の計上されております。首都美化運動費は五十二万二千円となっております。主たるものとしては需用費十九万八千、美化運動用器材購買十万円、交付金十五万円、他は事務費等でございます。次に修外費に約五万、日本親善委員会及び町民委員会、その他基地に關係する経費を計上してあります。この総額は七十一万五千円、計上されて、主たるものとしては報償費十万円、需用費四万三千円、その他対策事業費五万円、その他は事務費

野火計上されております。次に国鉄利用債利息補助金に約一は青森線五日市線改善利用債の利息補助金、負担金として三十一万五千円を計上され、町より受けの額は四百五十万円、年五厘を毛となっております。次は諸費の目は総額五十六万五千円を計上してあります。主たるものとしては防犯灯維持費の補助金として三十一万五千円を計上いたしました。これは前年より五万増額し、本年度は三万という割合で補助金を出したいと思っております。過路の還付金及び還付加算金十五万五千円を予定しておるのであります。一又ここへ議金費を申し上るの予定です。本年度は一千万九千九百九十九円を計上いたしました。前年度は一千万九千九百九十九円、前年度に比較いたしますと、百八千九百九十九円の増となっております。主たるものとしては報酬の面、四百四十万円、職員給料等に約一、四百四十万円、公費九千九百九十九円、負担金補助金及び交付金七千九百九十九円、計上されております。次に教育費の面、本年度の手算は総額一億七千九百九十九円、計上されております。その内訳は第一小学校、新築に

切り取り。次に緊急道路整備費について申し上り、市と町道四百七十五米の
改修及び舗装事業のごりあり、延長四千七百八十米、幅員七米より八米で現
況は幅員三米、区間が二百七米と八米、区間が四百七十五米、幅員四米、区間が三百三
十米とあり、この幅員を七米に拡充し、砂及び砂礫を保護し、その後
舗装事業を施行する計画のごりあり。次に公有財産購入費、百五十万
円は用地買収費として補てん及び買収金三百万円、町道三百三十五米、延長
四千七百八十米、幅員四米、区間が四百七十五米、幅員八米、区間に
砂礫と字種を敷設し、オイル、サト舗装を施行したいとあつており、
能野橋及び都道百十五米、延長四千七百八十米、幅員六米、全般的に
舗装する予定のごりあり。次に町道百十五米、延長四千七百八十米、幅員六米、
砂礫より補助道三米、砂礫を横断し、五丁橋を通り、国道十丁、延長
五百八十米、幅員六米より七米に舗装し、砂礫を施行する予定のごり
あり。次に河川改良費のごりあり、延長三百米、幅員三米の橋を施し、河川

第二小学校の防音工事、新築工事、本年度は四千三百四十万五千円を予定した
りており、中学校費のごりあり、管理費として、学校勤務員関係費、百三
十万五千円、ビニールハウス建設費、百五十万五千円を計上いたしました。生徒増による備
品購入費、七十四万五千円、学校建設費として、福生中学及び分校防音工事
費として、八十七万八千八百円を計上し、社会教育費に充て、ましては、総務費と
して、社会教育委員及び体育指導員、各百二十万三千円、社会教育関係
の団体補助金、八十五万五千円、青少年関係、各百一十萬、長期研修費、六の
他活動費、八十九万五千円、ふいふ協議会、全員大会、常任委員会、連絡
委員会、補導連絡会及び活動費という面に対し、十萬八千円、地区委員会（の
補助として、平均三万として、六万二千円を計上いたした次第のごりあり。以上が教
育関係のごりあり。次に教育関係の施設及びその運用面に対し、重点的に
あつて、予算を組む、三十五年、三十八年まで、四十年は、学校施設
の計に改めた予算は、町民館の、一億八千二百五十万円の事業を行つて、従

